

令和8年5月20日

保護者の皆様

東浦町立生路小学校
校長 下谷 環

令和8年度 台風等異常気象時における児童の登下校について

台風等異常気象時における対応について、下記のように定めます。

記

1 登校前に暴風警報、暴風雪警報が発令されている場合

解除された時刻	
6:20以前	・平常どおりの授業（給食は実施）
6:20～ 11:00まで	・家で昼食を済ませ、午後1時から授業開始
11:00以降	・休校

2 登校前に特別警報、危険警報が発令されている場合

<p>解除されるまで登校しない。生命及び安全の確保を最優先する。 特別警報（警戒レベル5相当…すでに災害が発生・切迫している状況） 危険警報（警戒レベル4相当…危険な場所からの避難が必要な状況） 「特別警報」「危険警報」が解除されても「暴風警報」「暴風雪警報」が継続中であれば上記1に準じて休校とする。</p>

3 登校後に暴風警報、暴風雪警報、特別警報、危険警報が発令された場合

発令された時刻		
8:30まで (始業時刻前)	・すでに登校した児童を、通学路等の安全確認後に下校させる。	・発令された時刻にかかわらず、通学路の状況や気象状況により帰宅が困難な場合は、校内で児童の安全を確保します。 その後、安全が確認でき次第、通学団で下校させます。
8:30～ 13:00	・授業を中止し、通学路等の安全を確認後、通学団で下校させる。 ・発令時刻により、給食を食べずに下校させることもある。	
13:00以降	・授業を中止し、通学路等の安全を確認後、通学団で下校させる。	

4 その他

- (1) 台風の接近があらかじめ予想される場合は、前日までに給食の中止を決定する場合があります。その際は、弁当を準備してください。また、その他気象状況に応じ給食を中止する場合があります。
- (2) 暴風警報、暴風雪警報、特別警報、危険警報が発令されていなくても、通学路の冠水、河川の増水等により登校が困難な場合は、保護者判断で自宅待機とし、学校へ連絡してください。
- (3) その他緊急の事態が起こった場合は、tetoru等を使って学校から連絡をします。
- (4) 状況により、保護者の方にお迎えをお願いすることもあります。